

## 第3ワーキンググループ審議結果一覧

審議テーマ		次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方
I-1 社会保障に関する統計の整備	●障害者統計の充実に向けた対応について	○障害者統計については、令和4年度(2022年度)中に閣議決定を予定している第5次障害者基本計画等の施策上のニーズを踏まえ、これまで調査項目の充実を図ってきた統計調査を中心に、分析に資する統計の作成・提供を推進する。(本文に記載) ○少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。 【総務省、厚生労働省、関係府省;令和5年度(2023年度)から実施する。】
	●国際基準に準拠した社会保障費用統計の作成等について	○社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。 【厚生労働省;令和5年度(2023年度)から実施する。】
I-2 暮らしや生き方に関する統計の整備	●国民生活基礎調査及び人口動態調査のオンライン調査の状況について	○国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。 【厚生労働省;令和7年(2025年)調査の企画時期までに結論を得る。】 ○人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。 【厚生労働省;令和5年度(2023年度)から実施する。】
	●ジェンダー統計をめぐる状況について	P○「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」等において、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められていることに加え、多様な性への配慮についても現状を把握し、課題を検討することとされている。このため、施策上のニーズを踏まえ、引き続き可能な限り男女別のデータを把握し、様々な属性ごとの分析に資する統計の作成・提供を推進する。また、統計調査の実施に際し、多様な性への配慮について今後の議論を注視することが必要である。(本文に記載)
	●Well-beingをめぐる状況について	P○Well-beingに関する調査は、(統計法という統計調査ではなく)意識に関する調査であることに加えて、既に、内閣府と関係府省庁が連携して、Well-beingに関する取組を推進しており、統計委員会が関与して推進していく必要性は低く、また、満足度調査の検討の自由度を保つためにも、次期基本計画に記載することを見送ることが適当ではないか。

I-3 消費行動を把握する統計の体系的整備	● 全国家計構造調査の実施状況について	○ 家計に関する構造統計として、関係統計との整合性を確保した上で、統計表章の充実等が図られており、次期基本計画に掲載して毎年フォローアップする必要性に乏しい。
	● 消費動向指数(CTI)の開発、精度向上及び家計調査の公表早期化	○ 消費動向指数(CTI)については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。 【総務省;令和5年度(2023年度)から実施する。】 ○ 家計調査の公表早期化については、統計委員会において適当とされた家計消費に係る統計の一体的公表の整理に沿った対応が行われており、引き続き消費動向の正確な把握や総合的な分析に資するよう、同整理に沿った対応を行うことが適当。
II-1 雇用・労働環境の実態をより的確に把握する統計の整備	● 毎月勤労統計調査の現状と今後の改善について	○ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。 【厚生労働省;令和5年度(2023年度)から実施する。】
	● 働き方の変化の実態把握について	○ 多様化する働き方の実態を明らかにするため、社会情勢の変化や労働・雇用制度の変遷を捉えながら、その実態を的確に把握するための検討を行うことが重要である。(本文に記載)
	● 外国人の雇用実態を把握するための統計の整備について	○ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。 【厚生労働省;令和5年度(2023年度)から実施する。】 ○ 新たに実施する外国人労働者に特化した調査の結果を分析・検証した上で、必要に応じて、既存の統計調査に在留資格など外国人の属性情報の把握に努めることが重要である。(本文に記載)
	● 船員労働統計調査の今後の改善について	○ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。 【国土交通省;令和6年度(2024年度)までに結論を得る。】

<p>Ⅱー2 教育をめぐる状況変化等に対応し、その変化を的確に捉える統計の整備</p>	<p>●21世紀出生児縦断調査の今後について</p>	<p>○21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策二ーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。 【厚生労働省、文部科学省;令和5年度(2023年度)末までに結論を得る。】</p>
	<p>●学校を対象とした統計調査における統合型校務支援システムの活用について</p>	<p>○学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。 【文部科学省;令和5年度(2023年度)から順次実施する。】</p> <p>○学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討するなど、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。 【文部科学省;可能な限り早期に実施する。】</p> <p>○学校基本調査については、調査事項の変更に柔軟に対応可能な汎用性のある新たなシステムへの移行状況を確認し、次期基本計画には記載しない。</p>
	<p>●児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について(客観性及び比較可能性の向上等)</p>	<p>○本調査の改善に係る現行基本計画に記載されている事項については、一定の取組がなされており、今後も、PDCAサイクルの中で、調査実施者において継続的に取り組まれるものとする。このため、次期基本計画において、本調査に関する対応を引き続き記載する必要性は乏しい。</p>